

明治四十年及び大正七年裁定の皇室典範増補は本年五月二日限り、これを廢止しようとするものである。

第二 皇室令及附属法令廢止ノ件

皇室令及び附属法令は、その根據規程である

現行の皇室典範が廢止されるに伴ひ当然、これを廢止する必要があるので本件を以て皇室令及び附属法令は本年五月二日限りこれを廢止しようとするものである。

按ずるに、本案の二件は、いずれも日本國憲法の

相 密 陽

必要は

施行に伴う措置であつて、別に支障の虞を認め
ない。よつて本案の二件はこの儘これを可決さ
れて然るべきものと思料する。

右謹で審査の結果を報告する。

昭和二十二年四月二十五日

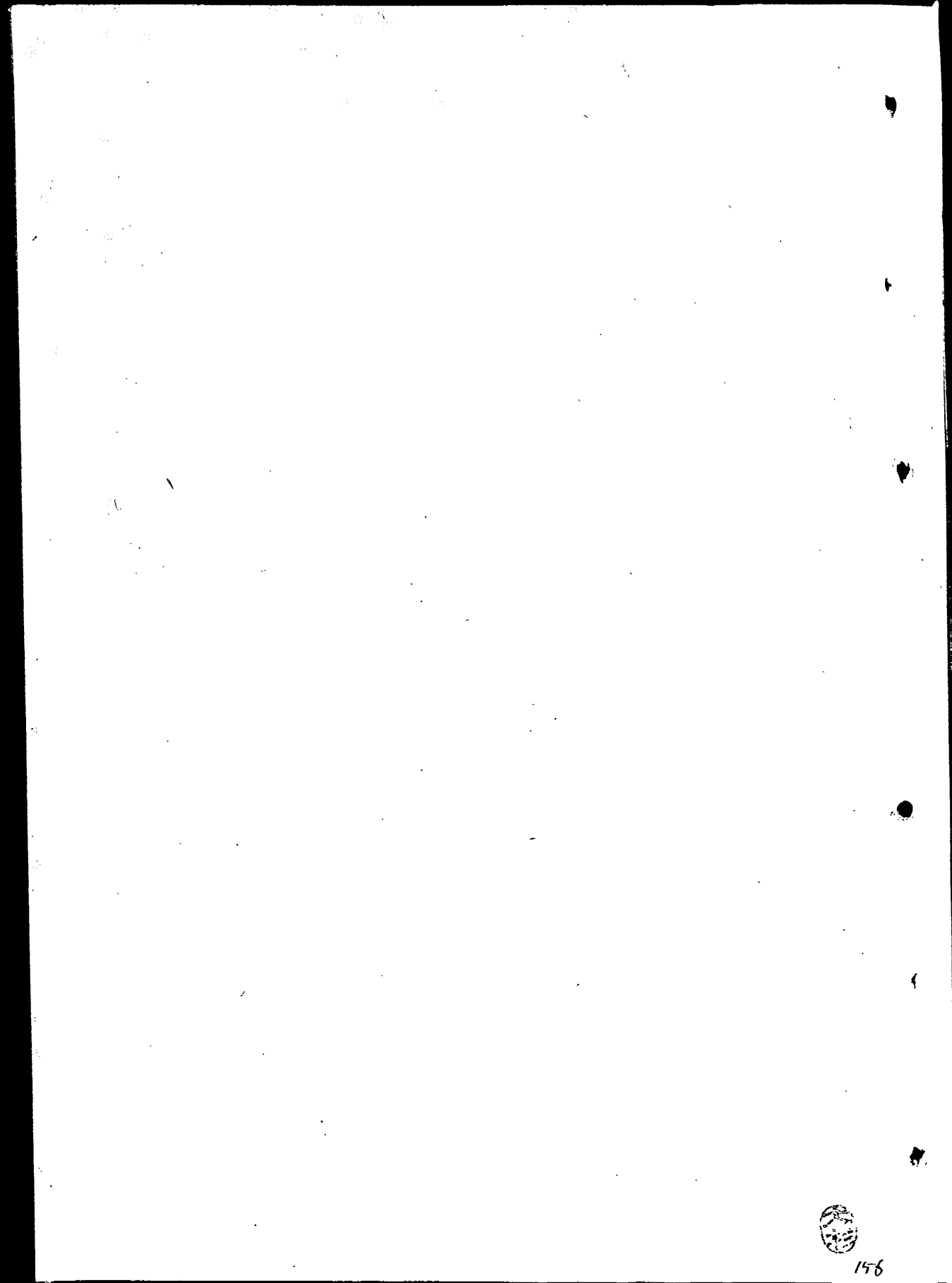
書記官長

議長宛

區 密 陽



相
容
器



156